

京都府公報

号外 第35号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○京都府環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 (環境管理課)	1

規 則

京都府環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 6月30日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府規則第35号

京都府環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

京都府環境影響評価条例施行規則（平成11年京都府規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1節 第二種事業に係る判定等（第5条・第6条）」を「第1節 配慮書に係る手続（第4条の2—第4条の14）」に、「第2節 第二種事業に係る判定等（第5条・第6条）」に、「第2節」を「第3節」に、「第3節」を「第4節」に、「第4節」を「第5節」に、「第5節」を「第6節」に、「第6節」を「第7節」に、「第7節」を「第8節」に改める。

第4条第1項中「第7条第2項第5号」を「第7条第2項第6号」に改める。

第43条第1項中「(別記第12号様式)」を「(別記第14号様式)」に改め、同条第2項中「(別記第13号様式)」を「(別記第15号様式)」に改める。

第44条中「第30条第3項」を「第30条第3項ただし書」に改める。

第47条中「第10条」を「第4条の6」に改める。

第48条中「(別記第14号様式)」を「(別記第16号様式)」に改める。

第50条中「第10条」を「第4条の6」に改める。

第52条中「(別記第15号様式)」を「(別記第17号様式)」に改める。

第54条中「第10条」を「第4条の6」に改める。

第3章中第7節を第8節とする。

第38条中「(別記第10号様式)」を「(別記第12号様式)」に改める。

第39条第2項中「(別記第11号様式)」を「(別記第13号様式)」に改める。

第41条中「第10条」を「第4条の6」に改める。

第42条中「第11条」を「第4条の7」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第4条の7第2号中「第一種事業等を実施しようとする者」とあるのは、「事業者等」と読み替えるものとする。

第3章中第6節を第7節とする。

第34条第1項中「(別記第9号様式)」を「(別記第11号様式)」に改める。

第36条中「第10条」を「第4条の6」に改める。

第37条中「第11条」を「第4条の7」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第4条の7第2号中「第一種事業等を実施しようとする者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

第37条の2中「第11条の2」を「第4条の8」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第4条の8第1号中「第一種事業等を実施しようとする者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

第3章中第5節を第6節とする。

第17条第1項中「(別記第7号様式)」を「(別記第9号様式)」に改め、同条第2項中「第7条第2項第1号」を「第8条第2項第1号及び第2号」に改める。

第18条第2項中「(別記第6号様式)」を「(別記第10号様式)」に改める。

第20条中「第10条」を「第4条の6」に改める。

第21条中「第11条」を「第4条の7」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第4条の7第2号中「第一種事業等を実施しようとする者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

第22条中「第11条の2」を「第4条の8」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第4条の8第1号中「第一種事業等を実施しようとする者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

第27条中「第12条」を「第4条の9」に、「第12条第1項第3号中「方法書」とあるのは、」を「第4条の9第1項第2号中「第一種事業等」とあるのは「対象事業」と、同項第3号中「配慮書」とあるのは」に改める。

第28条第3項中「第10条」を「第4条の6」に改める。

第3章中第4節を第5節とする。

第16条中「(別記第6号様式)」を「(別記第8号様式)」に改める。

第3章中第3節を第4節とする。

第8条を削る。

第7条第1項中「(別記第2号様式)」を「(別記第4号様式)」に改め、同条第2項中「第9条第6号」を「第9条第11号」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 法第3条の3第1項の規定により配慮書を作成した場合には、次に掲げるもの

ア 法第3条の3第1項第4号に掲げる事項

イ 法第3条の6の主務大臣の意見

ウ 法第3条の7第1項の規定により関係する行政機関又は一般の意見を求めたときは、それらの意見の概要

エ イ及びウの意見についての事業者の見解

第7条を第8条とし、第3章第2節中同条の前に次の1条を加える。

(環境影響評価を実施しようとする地域)

第7条 条例第9条に規定する規則で定める地域は、対象事業が実施されるべき区域及び既に入手している情報によって技術指針に掲げる環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

第10条から第11条の2までを次のように改める。

(方法書についての公告方法)

第10条 第4条の6の規定は、条例第10条第1項の規定による公告について準用する。

(方法書の縦覧)

第11条 第4条の7の規定は、条例第10条第1項の規定による方法書及び方法書要約書の写しの縦覧について準用する。この場合において、第4条の7第2号中「第一種事業等を実施しようとする者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

(方法書の公表)

第11条の2 第4条の8の規定は、条例第10条第2項の規定による方法書及び方法書要約書の公表について準用する。

この場合において、第4条の8第1号中「第一種事業等を実施しようとする者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

第11条の4第1項中「(別記第3号様式)」を「(別記第5号様式)」に改める。

第11条の7中「(別記第4号様式)」を「(別記第6号様式)」に改める。

第12条を次のように改める。

(方法書についての意見書の提出)

第12条 第4条の9の規定は、条例第11条第1項の規定による意見書の提出について準用する。この場合において、第4条の9第1項第2号中「第一種事業等」とあるのは「対象事業」と、同項第3号中「配慮書」とあるのは「方法書」と読み替えるものとする。

第13条中「(別記第5号様式)」を「(別記第7号様式)」に改める。

第3章中第2節を第3節とする。

第5条第1項中「(別記第1号様式)」を「(別記第3号様式)」に改める。

第6条第1項中「第31条第3項」を「条例第31条第3項」に改める。

第3章中第1節を第2節とし、同節の前に次の1節を加える。

第1節 配慮書に係る手続

(条例第7条の2の規則で定める事項)

第4条の2 条例第7条の2に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項(工作物の新設又は増改築を行わない場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)とする。

- (1) 第一種事業等が実施されるべき区域の位置
- (2) 第一種事業等の規模
- (3) 第一種事業等に係る工作物の構造又は配置

(計画段階関係地域)

第4条の3 条例第7条の2に規定する規則で定める地域は、事業の実施が想定される区域及び当該区域で事業が実施された場合に既に入手している情報によって技術指針に掲げる環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域とする。

(配慮書の提出等)

第4条の4 条例第7条の3の規定による配慮書及び配慮書要約書の提出は、計画段階環境配慮書提出書(別記第1号様式)により行うものとする。

2 条例第7条の3第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第一種事業等を実施するために必要な許認可等
- (2) 計画段階配慮事項についての検討の全部又は一部を他の者に委託して実施した場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。第4条の9第1項第1号(第12条及び第27条において準用する場合を含む。))及び第29条第1項第1号を除き、以下同じ。)

(配慮書についての公告事項)

第4条の5 条例第7条の4第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第一種事業等を実施しようとする者の氏名及び住所
- (2) 第一種事業等の名称、種類及び規模
- (3) 事業実施想定区域ごとの計画段階関係地域
- (4) 配慮書の写しの縦覧の場所、期間及び時間
- (5) 配慮書の内容についての環境の保全及び創造の見地からの意見書を提出することができる旨並びに提出期限、提出先その他の意見書の提出に必要な事項

(配慮書についての公告方法)

第4条の6 条例第7条の4第1項の規定による公告は、公報に登載して行うものとする。

(配慮書の縦覧)

第4条の7 条例第7条の4第1項の規定により配慮書及び配慮書要約書の写しを縦覧に供する場所は、庁舎その他の府の施設のほか次に掲げる場所とする。

- (1) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、庁舎その他の関係市町村の施設
- (2) 第一種事業等を実施しようとする者の協力が得られた場合にあっては、その者の事務所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、府又は関係市町村が利用することができる適切な施設

(配慮書の公表)

第4条の8 条例第7条の4第2項の規定による配慮書及び配慮書要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 第一種事業等を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載
- (2) 府のウェブサイトへの掲載
- (3) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村のウェブサイトへの掲載
- (4) その他知事が適当と認める方法

(配慮書についての意見書の提出)

第4条の9 条例第7条の5第1項の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主た

る事務所の所在地)

- (2) 意見書の提出の対象である第一種事業等の名称
- (3) 配慮書の内容についての環境の保全及び創造の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(配慮書についての知事の意見書の作成期間)

第4条の10 条例第7条の6第1項に規定する規則で定める期間は、当該配慮書に関し同条第2項の規定により指定された期間が経過した日から同日から起算して30日を経過する日までとする。

(配慮書についての計画段階関係地域市町村長の意見書の作成期間)

第4条の11 条例第7条の6第2項に規定する規則で定める期間は、2週間とする。

(事業計画の廃止等に係る届出)

第4条の12 条例第7条の8第1項の規定による届出は、事業計画廃止等届出書（別記第2号様式）により行うものとする。

(事業計画の廃止等についての公告事項)

第4条の13 条例第7条の8第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 第一種事業等を実施しようとする者の氏名及び住所
- (2) 第一種事業等の名称、種類及び規模
- (3) 条例第7条の8第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及びその理由
- (4) 条例第7条の8第1項第3号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに第一種事業等を実施しようとする者となった者の氏名及び住所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(事業計画の廃止等についての公告方法)

第4条の14 第4条の6の規定は、条例第7条の8第2項の規定による公告について準用する。

第55条第1項の表第38条の項の次に次のように加える。

第39条第1項第1号、第40条第1号及び第42条	事業者等	法対象事業者等
第39条第1項第4号	工事の進捗状況又は工事完了後の土地若しくは	工事完了後の土地又は
第39条第1項第5号及び第6号	事後調査	法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の完了後に行う調査

第55条第1項の表第40条、第41条及び第42条の項中「、第41条及び第42条」を「から第42条まで」に改め、同表第39条第1項第1号及び第40条第1号の項、第39条第1項第4号の項及び第39条第1項第5号及び第6号の項を削る。

第59条を削り、第58条を第59条とする。

第57条の見出しを削り、同条第1項中「条例第36条」を「条例第36条第3項」に、「条例第9条から第33条まで（条例第16条第2項、第27条及び第30条第1項を除く。以下この項において同じ。）の規定による環境影響評価等その他の手続」を「環境影響評価等手続」に、「第9条から第33条までの」を「第3章（第1節、第8条、第30条第1項及び第31条を除く。）の」に、「する。」を「し、条例第16条第2項、第27条並びに第32条第1項第3号及び第3項の規定は、適用しない。」に改め、同項の表条例第9条、第10条第2項、第10条の2第1項から第5項まで、第12条、第13条第1項及び第3項、第14条第1項及び第2項、第15条、第16条第1項、第17条第1項及び第2項、第18条第2項、第19条第1項から第5項まで、第21条第2項及び第3項、第22条、第23条第1項及び第3項、第24条、第25条第2項並びに第26条第1項の項中「第10条の2第1項から第5項まで」を「第10条の2」に、「第14条第1項及び第2項」を「第14条」に、「第17条第1項及び第2項」を「第17条」に、「第19条第1項から第5項まで」を「第19条」に、「第22条」を「第22条（見出しを含む。）」に、「並びに第26条第1項」を「、第26条第1項、第30条第2項、第3項及び第5項並びに第32条第1項」に改め、同表条例第9条（第2号、第3号及び第5号を除く。）の項中「第5号」を「第10号」に、「京都府環境影響評

価条例施行規則（平成11年京都府規則第21号）第57条第1項を「規則第58条第1項」に改め、「対象事業等（）」の右に「同項の規定により読み替えて適用される第30条第3項及び」を加え、「（昭和43年法律第100号）」を削り、同表条例第9条第1号の項中「第36条の」を「都市計画対象事業に係る」に改め、同表条例第9条第2号、第3号及び第5号、第13条第1項、第14条第1項、第15条、第16条第1項第7号並びに第17条第1項の項中「第5号」を「第10号」に改め、同項の次に次のように加える。

条例第9条第4号	対象事業が	都市計画対象事業が
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域

第57条第1項の表条例第10条第1項、第11条第1項及び第2項、第18条、第20条第1項及び第2項並びに第25条の項中「第11条第1項及び第2項、第18条、第20条第1項及び第2項並びに第25条」を「第11条、第18条第1項、第20条及び第25条第1項」に改め、同表条例第10条第1項及び第25条の項中「第25条」を「第25条第1項」に改め、「提出」を削り、同表条例第10条第1項、第12条及び第18条の項中「第18条」を「第18条第1項」に改め、同表条例第30条第2項の項、条例第30条第3項の項及び条例第32条第1項の項を次のように改める。

条例第30条第2項	提出してから	提出してから第25条第1項の規定による公告をするまでの間において、事業者は、当該公告がされてから
	次項及び第4項、次条第5項並びに第32条第1項	規則第58条第1項の規定により読み替えて適用される次項及び第4項並びに第32条第1項
条例第30条第2項及び第3項並びに第32条第1項	がされて	をして
条例第30条第3項及び第32条第1項	工事を	工事が

第57条第1項の表条例第32条第1項第1号の項中「を実施しない」を削り、「又は」を「こととし、又は」に改め、同項の前に次のように加える。

条例第30条第3項	変更しようとする場合	変更して対象事業等を都市計画法の規定に基づく都市計画に定めようとする場合又は当該事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合
-----------	------------	--

第57条第2項中「第7条から第50条まで（第7条第2項第1号、第11条の2第2号及び第3号並びに第17条第2項を除く。）」を「第3章（第1節、第2節、第46条及び第47条を除く。）の規定」に、「する」を「し、第8条第2項第2号及び第49条第4号の規定については、適用しない」に改め、同項の表第8条、第9条第2号及び第3号、第11条の5、第12条第1項第2号、第24条、第28条第2項第3号並びに第29条第1項第2号の項中「第8条」を「第7条」に、「第12条第1項第2号、第24条」を「第12条、第27条」に改め、同項の前に次のように加える。

第7条	条例第9条	第58条第1項の規定により読み替えて適用される条例第9条
-----	-------	------------------------------

第57条第2項の表第9条第1号、第11条の2第1号、第11条の3、第11条の6第2号、第14条第2項、第18条第1項、第25条第2号、第28条第2項第2号、第28条第4項及び第49条第1号の項中「第11条の2第1号」を「第11条の2」に、「第25条第2号」を「第22条」に、「及び」を「、第37条の2及び」に改め、同項の前に次のように加える。

第9条	条例第10条第1項	第58条第1項の規定により読み替えて適用される条例第10条第1項
-----	-----------	----------------------------------

第57条第2項の表第9条第1号、第28条第2項第2号及び第49条第1号の項の次に次のように加える。

第11条の4第2項	条例第10条の2第2項	第58条第1項の規定により読み替えて適用される条例第10条の2第2項
第11条の6	条例第10条の2第4項	第58条第1項の規定により読み替えて適用される条例第10条の2第4項
第14条第1項及び第15条	条例第13条第1項	第58条第1項の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項
第17条第2項	第8条第2項第1号及び第2号	第8条第2項第1号
第19条	条例第18条第1項	第58条第1項の規定により読み替えて適用される条例第18条第1項
第19条第1号	第9条第1号から第3号まで	第58条第2項の規定により読み替えて適用される第9条第1号から第3号まで
第23条	第11条の4	「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第11条の4第1項
	第11条の5	同条第2項中「条例第10条の2第2項」とあるのは「第58条第1項の規定により読み替えて適用される条例第19条第2項」と、第11条の5
	第11条の6中「	「対象事業」とあるのは「都市計画対象

		事業」と、第11条の6中「条例
	第19条第4項	第58条第1項の規定により読み替えて適用される条例第19条第4項
第32条第1項	条例第23条第1項	第58条第1項の規定により読み替えて適用される条例第23条第1項
第32条第2項	第14条第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される第14条第2項
第33条	条例第23条第1項	第58条第1項の規定により読み替えて適用される条例第23条第1項
第35条	第9条第1号から第3号まで	第58条第2項の規定により読み替えて適用される第9条第1号から第3号まで

第57条第2項の表第43条第1項の項中「第56条第1項の規定により読み替えて適用される条例第30条第1項及び第57条第1項の規定により読み替えて適用される」を削り、同表第43条第2項の項を次のように改める。

第44条第2号及び第3号	条例第9条	第58条第1項の規定により読み替えて適用される条例第9条
--------------	-------	------------------------------

第57条第2項の表に次のように加える。

第49条第3号	条例第32条第1項各号	第58条第1項の規定により読み替えて適用される条例第32条第1項第1号又は第2号
---------	-------------	--

第57条を第58条とする。

第56条の見出しを削り、同条第1項の表以外の部分を次のように改める。

都市計画決定権者が条例第36条第2項の規定により第二種事業又は第二種事業に係る施設に関する環境影響評価等手続を当該事業を実施しようとする者に代わって行う場合における条例第8条、第30条第1項及び第31条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第56条第1項の表条例第8条第1項の項中「(委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。）」、「京都府環境影響評価条例施行規則(平成11年京都府規則第21号)第56条第1項に規定する」、「(以下「都市計画決定権者」という。）」、「(昭和43年法律第100号)」及び「(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）」を削り、同表条例第8条第6項の項中「第8条第6項」の右に「及び第30条第1項」を加え、同表条例第30条第1項の項を次のように改める。

条例第31条第1項	事業者	都市計画決定権者
	変更後の事業	変更後の都市計画に係る事業

	第 8 条第 1 項	規則第57条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 8 条第 1 項
--	------------	---------------------------------------

第56条第 1 項の表に次のように加える。

条例第31条第 3 項	第 3 項の	規則第57条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 8 条第 3 項の
	第 8 条第 3 項第 1 号	規則第57条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 8 条第 3 項中「前項」とあるのは「規則第57条第 1 項の規定により読み替えて適用される第31条第 3 項において準用する前項」と、同項第 1 号
	、「手続（知事が必要と認めるものに限る。）	「手続（知事が必要と認めるものに限る。）」と、「当該第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者により都市計画に定められる規則第58条第 1 項に規定する対象事業等（以下「対象事業等」という。）に係る事業者」と、同項第 2 号中「当該第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者により都市計画に定められる対象事業等に係る事業者
条例第31条第 4 項	第 8 条第 3 項第 1 号	規則第57条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 8 条第 3 項第 1 号
	事業者	都市計画決定権者により都市計画に定められる規則第58条第 1 項に規定する対象事業等に係る事業者
	第31条第 3 項において準用する第 8 条第 3 項第 1 号	規則第57条第 1 項の規定により読み替えて適用される第31条

		第3項において準用する規則第57条第1項の規定により読み替えて適用される第8条第3項第1号
条例第31条第5項	第8条第3項	規則第57条第1項の規定により読み替えて適用される第8条第3項
	関係市町村長	関係市町村長（第10条第1項の規定による公告がされてから第17条第2項の規定により通知がされるまでの間にあつては、調査地域市町村長）

第56条第2項中「第5条（第2項第2号を除く。）、第6条及び第43条第1項」を「第6条、第43条第1項及び第46条の規定」に、「する」を「し、第5条第2項第2号の規定は、適用しない」に改め、同項の表第5条第1項の項を削り、同表第6条第1項の項中「同条第4項」の右に「及び条例」を加え、「第56条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第3項（第56条第1項）」を「条例第8条第3項（第57条第1項）」に改め、「第8条第4項」の右に「及び」を加え、同表第6条第2項の項中「第56条第1項」を「第57条第1項」に改め、同表第43条第1項の項中「第56条第1項の規定により読み替えて適用される」及び「及び第57条第1項の規定により読み替えて適用される条例第30条第2項」を削り、同表に次のように加える。

第46条第2号及び第3号	条例第31条第3項において準用する条例第8条第3項	第57条第1項の規定により読み替えて適用される条例第31条第3項において準用する第57条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第3項
--------------	---------------------------	---

第56条に次の2項を加える。

- 3 第1項の場合において、同項の規定により読み替えて適用される条例第8条第3項第1号の措置がとられた第二種事業（第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第4項及び条例第31条第3項において準用する条例第8条第3項第2号の措置がとられたものを除く。）について第二種事業を実施しようとする者が作成した配慮書があるときは、当該第二種事業を実施しようとする者は、都市計画決定権者に当該配慮書を送付するものとする。
- 4 前項の場合において、配慮書を送付する前に第二種事業を実施しようとする者が行った配慮書手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、当該第二種事業を実施しようとする者に対して行われた配慮書手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

第56条を第57条とし、同条の前に次の見出し及び1条を加える。

（都市計画に定められる第一種事業等又は第二種事業等）

第56条 都市計画法第15条第1項の府若しくは市町村若しくは同法第87条の2第1項の指定都市（同法第22条第1項の場合にあつては、同項の国土交通大臣（同法第85条の2の規定により同法第22条第1項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長）又は市町村）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第1項の規定により都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）が条例第36条第1項の規定により第一種事業等若しくは第二種事業等又はこれらの事業に係る施設に関する配慮書手続を配慮書手続対象事業者に代わって行う場合における条例第3章第1節の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、条例第7条の8第1項第3号及び第3項の規定は、適用しない。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
条例第7条の2	次の各号のいずれかに該当する者（法第2章第1節の規定による手続を行う者を除く。以下「第一種事業等を実施しようとする者」という。）は、第一種事業等（第一種事業又は法第2条第3項に規定する第二種事業をいう。以下同じ。）	京都府環境影響評価条例施行規則（平成11年京都府規則第21号。以下「規則」という。）第56条第1項に規定する都市計画決定権者（法第38条の6第1項又は第2項の規定による手続を行う者を除く。以下「都市計画決定権者」という。）は、次に掲げる事業（以下「第一種事業等」という。）又は第一種事業等に係る施設を都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一種事業等（以下「都市計画第一種事業等」という。）
条例第7条の2第1号	第一種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者）	第一種事業
条例第7条の2第2号	法第3条の10第1項に規定する第二種事業を実施しようとする者	法第2条第3項に規定する第二種事業
条例第7条の3、第7条の4第2項及び第3項、第7条の6第1項及び第3項、第7条の7並びに第7条の8第1項	第一種事業等を実施しようとする者	都市計画決定権者
条例第7条の3第1号	氏名及び住所	名称並びに当該都市計画第一種事業等を実施しようとする者（当該都市計画第一種事業等を実施しようとする者が定まっている場合に限る。以下同じ。）の氏名及び住所
条例第7条の3第2号及び第3号	第一種事業等	都市計画第一種事業等

条例第7条の4 第1項及び第7 条の5	知事	都市計画決定権者
条例第7条の4 第1項	があった	を行った
	受けた	行った
条例第7条の5 第2項	第一種事業等を実施 しようとする者	知事
条例第7条の8 第1項	がされて	をして
	がされる	をする
条例第7条の8 第1項第1号	第一種事業等	都市計画第一種事業 等を都市計画に定め ないこととし、又は 都市計画第一種事業 等
条例第7条の9 第1項	第二種事業を実施し ようとする者（委託 に係る事業にあって は、その委託をしよ うとする者。以下同 じ。）は、	都市計画決定権者 は、第二種事業又は 第二種事業に係る施 設を都市計画法の規 定に基づく都市計画 に定めようとする場 合における当該都市 計画に係る
	当該第二種事業を実 施しようとする者	当該都市計画決定権 者
条例第7条の9 第2項	をした第二種事業を 実施しようとする者 については、第一種 事業等を実施しよ うとする者	がなされた第二種事 業については、都市 計画第一種事業等
	第7条の2	規則第56条第1項の 規定により読み替え て適用される第7条 の2

2 前項の場合における第3章第1節の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、第4条の4第2項第1号、第4条の8第2号及び第3号並びに第4条の13第4号の規定は、適用しない。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条の2（見出しを含む。）及び第4条の3	条例第7条の2	第56条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2
第4条の2各号、第4条の5第2号、第4条	第一種事業等	都市計画第一種事業等

の7第2号、第4条の9第1項第2号及び第4条の13第2号		
第4条の5	条例第7条の4第1項	第56条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の4第1項
第4条の5第1号、第4条の8第1号及び第4条の13第1号	第一種事業等を実施しようとする者	都市計画決定権者
第4条の5第1号	氏名及び住所	名称並びに都市計画第一種事業等を実施しようとする者（都市計画第一種事業等を実施しようとする者が定まっている場合に限る。以下同じ。）の氏名及び住所
第4条の10	条例第7条の6第1項	第56条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の6第1項
第4条の11	条例第7条の6第2項	第56条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の6第2項
第4条の13第1号	氏名及び住所	名称並びに都市計画第一種事業等を実施しようとする者の氏名及び住所
第4条の13第3号	条例第7条の8第1項各号	条例第7条の8第1項第1号又は第2号

第60条の見出し中「事業者」を「事業者等」に、「調整」を「調整等」に改め、同条第5項中「第36条」を「第36条第3項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項中「第2項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「、条例第36条」を「、条例第36条第3項」に、「の条例第36条」を「の同項」に改め、同条中同項を第6項とし、第2項を第5項とし、同条第1項中「第36条」を「第36条第3項」に、「同条」を「同項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

第一種事業等（法第2条第4項に規定する対象事業を除く。以下この項及び次条において同じ。）又は第二種事業を実施しようとする者が条例第7条の3の規定により配慮書を提出してから条例第9条の規定により方法書を提出するまでの間において、条例第36条第1項の規定によりこれらの事業を実施しようとする者に代わって当該配慮書に係る第一種事業等又は第二種事業について配慮書手続を行おうとする都市計画決定権者がこれらの事業を行おうとする者、知事及び計画段階関係地域市町村長にその旨を通知したときは、これらの事業についての同項の規定は、知事がその通知を受けたときから適用する。この場合において、これらの事業を実施しようとする者は、その通知を受けた後、直ちに当該配慮書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に第一種事業等又は第二種事業を実施しようとする者が行った配慮書手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、第一種事業等又は第二種事業を実施しようとする者に対して行われた

手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 前2項の規定は、第56条第3項の規定の適用を受けた第二種事業を実施しようとする者については、適用しない。第60条に次の1項を加える。

9 都市計画決定権者が条例第36条第3項の規定により事業者に代わって環境影響評価等その他の手続を行った対象事業に関し、条例第25条第1項の規定による公告がされてから対象事業に係る工事が完了するまでの間において、事業者が条例第9条第3号に掲げる事項を変更しようとする場合（都市計画決定権者が同号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合又は条例第32条第1項第2号に掲げる場合を除く。）における条例第30条第3項の規定の適用については、同項中「第10条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、「場合（）」とあるのは「場合（都市計画決定権者が同号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合又は）」と、「届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が、規則で定める軽微な変更該当する場合であって、準備書又は評価書の作成以前に変更するときは、その時期に応じて、当該変更の内容を準備書又は評価書に記載することにより、この項の規定による届出に代えることができる」とあるのは「届け出なければならない」とする。

第61条中「、第二種事業を実施しようとする者又は事業者に対し」を削り、「環境影響評価その他の手続」を「配慮書手続又は環境影響評価等手続」に改め、「ときは」の右に「、配慮書手続等対象事業者に対し」を加える。

第62条を次のように改める。

（市町村の条例との関係）

第62条 条例第38条第1項の規則で定める市町村の条例の規定は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同項に規定する当該規定に相当する規則で定める規定は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

条例の規定と同等以上の効果を期待することができる市町村の条例の規定	適用しないこととする条例の規定
京都市環境影響評価等に関する条例（平成10年京都市条例第44号）第2章の規定	条例第3章第1節の規定
京都市環境影響評価等に関する条例第3章から第7章までの規定	条例第3章第3節から第8節までの規定

第63条中「（別記第16号様式）」を「（別記第18号様式）」に改める。

「は 「貼
別記第16号様式の（表）中 り を り
付 を 付 に改め、同様式の（裏）中「事業者等が」を「配慮書手続等対象事業者が」
け」 け」

に、「事業者等に」を「配慮書手続等対象事業者に」に、「事業者等の」を「配慮書手続等対象事業者の」に改め、同様式を別記第18号様式とする。

別記第15号様式中「主たる」を「、主たる」に改め、同様式を別記第17号様式とする。

別記第14号様式中「あつては主たる」を「あつては、主たる」に、「第32条第3号」を「第32条第1項第3号」に改め、同様式を別記第16号様式とする。

別記第13号様式中「主たる」を「、主たる」に改め、同様式を別記第15号様式とし、別記第3号様式から別記第12号様式までを2様式ずつ繰り下げる。

別記第2号様式中「（第7条関係）」を「（第8条関係）」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第1号様式中「主たる」を「、主たる」に改め、同様式の備考の4中「により」を「の規定により」に改め、同様式を別記第3号様式とし、同様式の前に次の2様式を加える。

第1号様式（第4条の4関係）

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 提 出 書

年 月 日

京都府知事 様
（ 市町村長）

住 所
氏 名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

京都府環境影響評価条例第7条の3の規定により、計画段階環境配慮書及び配慮書要約書を別添のとおり提出します。

第 一 種 事 業 等 の 名 称	
第 一 種 事 業 等 の 種 類	
第 一 種 事 業 等 の 規 模	
第一種事業等の実施が想定される区域	
配 慮 書 の 公 表 方 法	
配 慮 書 の 複 写	同意する 同意しない
縦 覧 期 間 終 了 後 の 公 開	同意する 同意しない

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4（縦長）にしてください。

第2号様式（第4条の12関係）

事 業 計 画 廃 止 等 提 出 書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 京都府知事 様 （ 市町村長） <div style="text-align: center;">住 所 氏 名 ㊦ 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名〕</div> 京都府環境影響評価条例第7条の8第1項の規定により、第一種事業等の廃止等について、次 のとおり届け出ます。	
第一種事業等の名称	
第一種事業等の種類	
第一種事業等の規模	
第一種事業等の実施が想定される区域	
廃止等（予定）年月日	年 月 日
事業計画の廃止等の理由	条例第7条の8第1項（第1号・第2号・第3号）該当 （理由）
条例第7条の8第1項第3号に該当する場合は、引継ぎ等により新たに第一種事業等を実施しようとする者となつた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4（縦長）にしてください。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。